

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件

(平成24年6月29日財務省告示第224号)

(平成24年7月1日適用)

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十三年十二月財務省告示第四百十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣 安住 淳

九中「一チャットにつき本邦通貨一三円」を「一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨九八円」に改める。